

深川市農業委員会総会議事録
(第 1 回)

平成30年4月26日

開会 10時00分

閉会 10時52分

深川市農業委員会委員出席者名簿

議席	氏名	出席委員	欠席委員
1	藤原政行	○	
2	山田正信	○	
3	渡辺博徳	○	
4	小倉孝一	○	
5	五十川弘之	○	
6	荒井政明	○	
7	鈴木陽志	○	
8	清水正勝	○	
9	野中和弘	○	
10	金谷道宏	○	
11	青木実	○	
12	山川功	○	
13	星野サチ子	○	
14	清水義博	○	
15	坂谷内智之	○	
16	安村一稔	○	
17	岡田徹	○	
18	伊藤裕美	○	
19	中川幸生	○	
20	赤澤晃光	○	
21	池田斉	○	
22	大川広志	○	
23	塩尻総徳	○	
24	安藤順三	○	
25	野上晃	○	
26	菊入等	○	
27	曾我部透	○	

第1回深川市農業委員会総会議事録

- | | |
|--------|--------------------------------|
| 1 開催日時 | 平成30年4月26日(木) 10時00分 |
| 2 開催場所 | 市役所大会議室 |
| 3 出席委員 | 藤原 政行委員 外26名 |
| 4 説明員 | 矢櫃局長・古村主幹・畑山主査・河崎主任・田所主事・大西調査員 |
| 5 書記 | 大西調査員 |

矢櫃局長

開会宣言(10時00分)

定刻となりましたので只今から平成30年度第1回深川市農業委員会総会を開催いたします。それでは会長よりご挨拶をいただきまして総会を始めさせていただきます。

菊入会長

皆さんおはようございます。水稻の播種作業も終盤を迎えておりまして私も23日に終了したところです。田んぼの方からはトラクターのディーゼル音が聞こえるようになってきて、日本一のコメ産地を目指す深川市において新たな作物の芽吹きが始まる時期となったようです。

さて、農業委員会の取り組みとしましては4月12日に空知農業委員会連合会の総会が開催されました。その中で国に対する要望書について道内14地区から出されました要望事項をまとめた原案が協議されまして、その内容について5月の北海道農業会議の常設審議会の中で検討・決定がされます。そして5月29日、30日に上京する際に、そこで決定された要望書を北海道選出国議員の皆様にお渡しして要請活動を行うこととしています。この内容につきましては常設審議会の終了後に情報が入れれば皆様に提供したいと思いますし、その機会がなければ6月の総会にはお示しすることができると思いますので、その要望内容を踏まえながら今後の深川市に対する深川市農業委員会としての意見をまとめていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

それでは総会に入ります。

菊入会長

日程第1、議事録署名委員を指名します。19番中川委員、20番赤澤委員を指名します。

菊入会長
矢櫃局長

日程第2、諸般報告の(1)農業行政報告を局長より報告します。

この度、深川市経済・地域振興部農政課から平成30年度深川市農業関係予算概要及び農地中間管理機構関連農地整備事業についての資料が送付されましたので、その資料の配付をもちまして農業行政報告にかえさせていただきます。

菊入会長

ここで総会を暫時休憩します。農業委員協議会に入ります。

(協議会 10時03分から10時22分まで)

菊入会長

総会を再開します。

(2)農業委員会業務報告を局長より報告します。

矢櫃局長

それでは私から3月26日の総会以降、本日の総会前までの主な業務について報告いたします。

3月26日、平成29年度第12回深川市農業委員会総会をこの場で開催しており、総会終了後には農民特別委員会を開催しております。27日、深川市都市計画審議会が開催され会長が審議会委員として出席しております。29日、空知総合振興局が来庁しまして当農業委員会における農地法関係処分状況確認調査があり、調査の結果、指摘事項等は無

	<p>かったものでございます。</p> <p>4月に入りまして、2日、職員の人事異動に伴う農業委員会辞令交付式を行っております。3日、北空知農業後継者育成支援協議会通常総会をきたそらち農協本所で開催し、終了後は引き続き平成30年度の北育ち元気塾開講式が開催され私が出席しております。4日、農業者年金受給者の会研修会がプラザ深川で開催され事務局として私が参加しております。10日、きたそらち畜産クラスター協議会がきたそらち農協営農センターにて開催され私が出席しております。12日、空知農業委員会連合会役員会及び通常総会が岩見沢市で開催され会長が連合会の副会長という立場で出席し私も総会に出席しております。また総会終了後、北海道農業会議主催による地区別農業委員会会長・事務局長会議が開催され会長と私が参加しております。23日、深川市技術支援推進協議会定期総会が日の出会館で開催され会長が出席しております。25日、深川市農業振興委員会がこの場所にて開催され会長が委員として出席しております。26日、本日この総会前に農民特別委員会並びに農政特別委員会を開催しております。</p> <p>以上、農業委員会の主な業務についてご説明申し上げまして業務報告とさせていただきます。</p>
菊入会長	次に、日程第3、委員会報告に入ります。
小倉委員長	(1) 農民特別委員会開催結果報告を小倉委員長より報告願います。
菊入会長	(資料に基づき説明) 報告が終わりましたが質疑はありませんか。 (「なし」という声あり) それでは質疑なし、ということですので農民特別委員会開催結果報告を承認します。
池田委員長	続いて、(2) 農政特別委員会開催結果報告を池田委員長より報告願います。 (資料に基づき説明) 報告が終わりましたが質疑はありませんか。 (「なし」という声あり) それでは質疑なし、ということですので農政特別委員会開催結果報告を承認します。
菊入会長	日程第4、報告に入ります。
矢櫃局長	はじめに、報告第1号職員の任免について事務局より説明願います。 平成30年4月1日付け深川市の人事異動に際し農業委員会職員の任免について会長が市理事者と予め協議し内定をしたもので、深川市農業委員会事務処理区分に定めるとおり当該処理については総会に報告する事項でありますことから、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により記載のとおり任免しましたので報告をするものでございます。説明は以上です。
菊入会長	報告第1号の説明が終わりましたが質疑等はありませんか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑等なし、ということですので報告第1号を報告どおり承認します。 続いて、報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知について事務局より説明願います。
田所主事	記載の方から農地法第18条第6項の規定による通知がありましたので報告いたします。 今月は10件で全て新たに設立された法人に借り換えるための解約です。このうち9番と10番は北海道農業公社を挟んだ転貸の解約です。合意解約日と土地の引き渡し時期については全て平成30年4月2日で、解約する土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。説明は以上です。

菊入会長	報告第2号の説明が終わりましたが質疑等はありませんか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑等なし、ということですので報告第2号を報告どおり承認します。
田所主事	続いて、報告第3号調整委員の指名について、事務局より説明願います。 農用地利用関係調整事務取扱要綱第5条第1号の規定により記載のとおり調整委員を指名しましたので報告いたします。 今月は14件です。番号1番から4番までが売買に係るあっせん申し出で、番号5番から14番までが賃貸に係るあっせん申し出です。申出年月日と指名年月日は全て平成30年4月2日です。 あっせん申出者、土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。説明は以上です。
菊入会長	報告第3号の説明が終わりましたが質疑等はありませんか。
菊入会長	(「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑等なし、ということですので報告第3号を報告どおり承認します。
畑山主査	続いて、報告第4号農業者年金農業者老齢年金裁定請求について、事務局より説明願います。 農業者年金基金法施行規則第14条の規定に基づき記載の方から農業者老齢年金裁定請求書を受理し農業者年金基金へ提出しましたので報告いたします。今月は3件で、すべて新法分です。受給権者の氏名、生年月日、農業者年金基金への提出年月日、支給年月、年金の加入期間等については記載のとおりです。説明は以上です。
菊入会長	報告第4号の説明が終わりましたが質疑等はありませんか。
菊入会長	(「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑等なし、ということですので報告第4号を報告どおり承認します。
菊入会長	次に、日程第5、議案に入ります。
畑山主査	はじめに、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明願います。 記載の方より農地法第3条の規定による農地の権利設定に係る許可申請書の提出がありましたので許可の適否について審議をお願いします。 今月は2件で申請地及び申請人氏名・理由・借受人経営概況等については記載のとおりです。番号1番と2番は、ともに個人経営から転換して農地所有適格法人を新規設立したことに伴い法人構成員から農地を使用貸借するもので、期間は番号1番が10年、番号2番が30年となっています。なお昨年4月より農地所有適格法人の新規設立による農地特別委員会での審議については個人経営から法人経営へ転換するために法人を設立する場合で、かつ農地所有適格法人の要件を満たしている場合は農地特別委員会の審議の対象外となっています。今回の法人が農地所有適格法人の要件を満たしていることは事務局にて確認済みです。 以上の申請につきまして地元の委員さんの意見をお伺いしていますが周辺の農地への影響はないと報告いただいておりますので農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしています。説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりました。質疑を受けます。
菊入会長	(「なし」という声あり)
菊入会長	ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
菊入会長	(「異議なし」という声あり)
菊入会長	それでは異議なし、ということで議案第1号は原案のとおり決定します。 続いて、議案第2号農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集

<p>田所主事</p>	<p>積計画作成の要請について、を議題とします。事務局より説明願います。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により記載の方に係る農用地利用集積計画の作成を深川市に要請するため審議をお願いします。</p> <p>今月は21件で番号1番から6番までが売買の案件、番号7番から21番までが賃貸借の案件です。番号1番と2番は合意解約等により返還された農地を経営拡大を図る受け手に売買するためのもので資金対応はどちらもL資金です。番号3番は出し手が老齢により経営を縮小するため経営拡大を図る受け手に売買するもので資金対応はL資金です。番号4番は出し手の経営合理化のため経営拡大を図る受け手に売買するもので資金対応はL資金です。番号5番は貸付地をそのまま受け手に処分するもので資金対応はL資金です。番号6番は農地売買等支援事業の通常の売渡で、受け手は借入地取得により経営安定を図るもので資金対応はL資金です。番号7番以降は賃貸借の案件です。番号7番は合意解約等により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので期間は10年間です。番号8番から16番までは農地所有適格法人の設立に伴い、これまで構成員が個人経営時に借りていた農地を法人名義で借り受けるもので、期間は番号8番から15番までが5年間、番号16番が3年間です。番号17番から21番までは受け手が公社の農地売買等支援事業の一時貸付を受け経営拡大を図るもので期間は全て5年間です。</p> <p>以上、利用権を設定する農用地及び内容等その他詳細につきましては記載のとおりとなっており、これらの内容はすべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしています。説明は以上です。</p>
<p>菊入会長</p>	<p>説明が終わりましたが、ここで本議案中の番号21番で渡辺委員の議事参与を制限いたします。それでは質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
<p>菊入会長</p>	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
<p>菊入会長</p>	<p>それでは異議なし、ということで議案第2号は原案のとおり決定します。</p> <p>続いて、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明を願います。</p>
<p>古村主幹</p>	<p>記載の方より農地法第4条の規定による農地転用の許可申請書の提出がありましたので、意見を添え送付のため審議をお願いいたします。</p> <p>今月は2件で、許可申請地、申請人、転用目的等は記載のとおりです。番号1番は農振農用地区域内にありますが既に用途区分変更済みです。申請理由としては農業用施設、駐車場及び資材置場等を建設し、隣接する宅地と本件転用地を併せて一体で施設を建設するもので、農地法施行令第4条第1項第2号イに該当し許可相当と認められるものです。番号2番は農振農用地区域内にありますが現在除外手続き中です。申請理由としては農家住宅、駐車場及び資材置場等を建設するもので、申請人は現在市内の借家に居住して経営地と離れて不便な面が多く経営地内に新たな住宅を建設するため近辺に代替地も無いため農地を使用するもので、農地法施行規則第38条及び第39条第1号に該当し、転用やむを得ないとするものです。説明は以上です。</p>
<p>菊入会長</p>	<p>説明が終わりました。質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
<p>菊入会長</p>	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
<p>菊入会長</p>	<p>それでは異議なし、ということで議案第3号は原案のとおり決定します。</p> <p>続いて、議案第4号市長の権限に属する事務の一部を受任することについて(農地中間管理事業関係)、を議題とします。事務局より説明願います。</p>

<p>矢櫃局長</p>	<p>深川市長より記載の農地中間管理事業の推進に関する法律第22条第2項の規定により農地中間管理機構から深川市に委託される事務の一部を委任することについて協議がありましたので審議をお願いします。</p> <p>次のページをご覧ください。左側から農地中間管理機構から深川市に委託される業務項目、業務内容、当農業委員会が受任する業務区分は記載のとおりであり、左側にあります業務項目中、下から二つ目に記載の出し手及び借受希望者に対する機構関連事業が行われることがあることの説明の項目が、市長から協議のあった当農業委員会が受任する業務項目の新たな項目となっております。</p> <p>本議案につきましては本総会前の農政特別委員会において事前審議され、結果報告のとおり受任することが適当である、という結論をいただいたものであります。説明は以上です。</p>
<p>菊入会長</p>	<p>ここで総会を暫時休憩します。農業委員協議会に入ります。</p> <p>(協議会 10時42分から10時51分まで)</p>
<p>菊入会長</p>	<p>総会を再開します。</p> <p>議案第4号について質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
<p>菊入会長</p>	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
<p>菊入会長</p>	<p>それでは異議なし、ということで議案第4号は原案のとおり決定します。</p> <p>以上で議事はすべて終わりましたので深川市農業委員会総会を終了します。</p> <p>(総会終了 10時52分)</p>